

松江市農業復旧対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市農業復旧対策事業費補助金については、農業復旧対策事業費補助金交付要綱（平成25年3月25日付け農畜第1684号島根県農林水産部長通知。以下「県要綱」という。）及び松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の対象となる災害、補助金の交付対象事業、補助金の交付対象経費、補助事業者の範囲、交付の率又は金額及び終期については次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市農業復旧対策事業費補助金
補助金交付の目的	大雨、大雪、強風等の自然災害（以下「災害」という。）により被害を受けた農業者を支援し、被災した農業生産施設等の早期復旧を図ることを目的とする。
補助金の対象となる災害	県が農業生産施設等の被害状況や農業振興への影響等を勘案し、県要綱第3の規定に基づき、その都度決定する災害とする。
補助金の交付対象事業	被災した日から1年を経過する日までに竣工する次に掲げる事業とする。 (1) 被災農業生産施設復旧整備事業 災害により全半壊した次に掲げる農業生産施設（以下「被災施設」という。）の撤去及び当該施設の代替施設を整備するもの ア 農作物の育苗又は栽培に利用するビニールハウス（以下「ビニールハウス」という。）。ただし、ビニールハウスの被覆資材部分の撤去及び整備は、高耐久性を有する次の資材を使用しているものに限り、補助金交付の対象とする。 (ア) 耐久性軟質フィルム（耐久農ビ） (イ) 硬質フィルム（農業用ポリエステルフィルム又は農業用フッ素樹脂フィルム） (ウ) 合成樹脂板又はガラス板 (エ) その他利用可能年数が(ア)から(ウ)までと同等であるもの

イ ビニールハウス、畜舎及び堆肥舎に附帯する施設（以下「附帯施設等」という。）で稼働不可能となった次に掲げるもの

（ア） 施設園芸用施設

- a 温湿度調節施設（暖房施設、冷房施設、カーテン装置等）
- b かん水施設
- c 排水施設
- d 換気施設
- e 炭酸ガス発生施設
- f 照明施設
- g しゃ光施設
- h 自動制御施設
- i 発電施設
- j 病虫害防除施設（土壌消毒施設を含む。）
- k 肥料調製散布施設
- l 養液栽培施設
- m 運搬施設（特定園芸施設に固定された運搬施設に限る。）
- n 栽培棚（ベンチ）
- o 支持物（施設内で平棚栽培するための支持わく（骨格の主要部分と接続されている場合に限る。）を除く。）

（イ） 畜産用施設

- a 搾乳施設
- b 自動給餌施設
- c 飼料混合施設
- d ほ乳ロボット
- e 給排水施設
- f 換気施設
- g 照明施設
- h 巻上カーテン
- i 床マット
- j 自動制御施設
- k 保温・温水施設
- l 集卵・洗卵・パックスシール施設

	m 鶏ゲージ n 連動スタンション o 間仕切り柵 p バーンクリーナー q 堆肥製造関連施設 r 発電施設 ウ 果樹棚 (2) 被災農業用機械整備事業 災害により被害を受け、稼働不可能となった農業用機械を修繕又は更新するもの (3) 被災果樹代替植栽事業 ビニールハウスで栽培していた果樹又は果樹棚により樹体の維持や枝の誘引などが施されていた果樹で、災害による倒木等により、植え直しを余儀なくされた果樹を被災施設の代替施設整備に併せて植え直すもの
補助金の交付対象経費	補助金の交付対象事業に要する経費（消費税等仕入控除税額（補助金の交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる額及び当該額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合にあっては、当該消費税等仕入控除税額を除く。ただし、補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。）とする。ただし、経費の合計額が 40 万円に満たない場合は、補助金を交付しない。
補助事業者の範囲	市内に住所を有する次に掲げるものとする。 (1) 農業者（ただし、自給的農家（面積 30a 未満かつ販売金額 50 万円未満の農家）を除く。） (2) 農業者が組織する団体
交付の率又は金額	補助金の交付対象経費から次の各号のいずれかに掲げる額を控除した額の 3 分の 2 の額（1,000 円未満切捨て）とし、500 万円を上限とする。 (1) 農業共済等損害保険支払額の 2 分の 1 の額（農業共済等損害保

	険加入の場合) (2) 次のア及びイに掲げる額 (1 円未満切上げ) の合計額 (農業共済等損害保険未加入の場合) ア 被災施設の撤去 290 円/㎡ (園芸施設共済評価要領 (平成 30 年 5 月 2 日付け 30 経営第 367 号農林水産省経済局長通知) に定めるパイプハウス標準撤去単価) に復旧面積を乗じて得た額の 2 分の 1 の額。ただし、交付対象部分の実際の撤去費の単価が 290 円/㎡に満たない場合は、撤去費を補助金の交付対象経費に含めないものとする。 イ 被災施設の代替施設の整備 2,636 円 (園芸施設共済評価要領に定めるパイプハウス特定園芸施設標準価額 (5,730 円/㎡) に 0.46 を乗じて得た額) に復旧面積を乗じて得た額の 2 分の 1 の額。ただし、交付対象部分の実際の施設整備費の単価が 5,730 円/㎡に満たない場合は、当該施設整備費に 0.46 を乗じて得た額の 2 分の 1 の額とする。
終期	令和 8 年 3 月 31 日

(交付の申請)

第 3 条 規則第 4 条第 1 項第 4 号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 農業復旧対策事業実施計画承認申請書
- (2) 農業復旧対策事業実施計画書
- (3) 施設等の利用計画
- (4) 位置図、配置図
- (5) 被災状況写真
- (6) 事業費の積算内訳

(事前着手)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、事前着手届 (別記様式) を市長に提出したときは、この限りでない。

(実績報告)

第 5 条 規則第 12 条第 1 項第 3 号に規定する補助事業等実績報告書 (以下「実績報告書」とい

う。)に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 農業復旧対策事業実績報告書

(2) 農業復旧対策事業実績書

- 2 補助事業者は、実績報告書を提出するに当たり、消費税等仕入控除税額が明らかなときは、これを減額して報告しなければならない。

(概算払)

第6条 規則第14条第1項ただし書の規定により、市長は、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定)

第7条 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、消費税等仕入控除税額報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

事前着手届

年 月 日

（あて先）松江市長

申請人 住所
ふりがな
氏名又は団体名
及び代表者氏名

松江市農業復旧対策事業費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり補助金の交付決定前に補助事業に着手したいので、届け出ます。

記

1 補助事業の名称

2 事前着手（予定）年月日 年 月 日

3 事前着手が必要な理由